

## 1 都道府県労働局雇用均等室への相談

- ◆ 育児・介護休業法に関する相談は約7万3千5百件。
- ◆ 労働者からの相談は引き続き増加し、昨年度より約1千件増。

○ 平成21年度に、都道府県労働局雇用均等室に寄せられた育児・介護休業法に関する相談は、73,509件であった。（図1、表1）

○ 相談者の内訳を見ると、事業主からの相談が49,667件であり、全体の67.6%を占め、平成22年6月30日より施行される改正育児・介護休業法の内容等に関する問い合わせが多く寄せられた結果、昨年度より16,008件増加している。

また、労働者からの相談は9,311件となり、昨年度より約1千件増加している。

相談件数の推移（図1）

